

國學院大學學術情報リポジトリ

近世高鍋藩の祈願・祈禱と神楽

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學大学院文学研究科 公開日: 2024-06-19 キーワード (Ja): 高鍋藩 , 神楽 , 祈願・祈禱 , 雨乞い・日乞い , 六社連合大神事 キーワード (En): 作成者: 小川, 直之, Ogawa, Naoyuki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000490

近世高鍋藩の祈願・祈禱と神楽

Prayers and Kagura of The Edo Period Takanabe han

小川直之

キーワード：高鍋藩 神楽 祈願・祈禱 雨乞い・日乞い 六社連合大神事

关键词：高锅藩 神乐 祈愿・祈祷 祈雨・祈日 六社联合大神事

要旨

宮崎県を中心とする日本の神楽研究の一環として、本稿では江戸時代の高鍋藩の『本藩実録』『続本藩実録』など、藩史記録から神楽記事を抽出し、これをもとに藩による神楽齋行の内容を明らかにすることを目的とする。神楽が何を目的に、どのように行われたのかということで、神楽記事の検討から次の8点を明らかにした。

①高鍋藩記録の神楽記事は、江戸時代の寛永期から明治初期までのものがあるが、その数は寛永から享保期は多くなく、天明期以降に増えている。

②神楽齋行の神社は、寛永期から享保期は祇園社、比木社、衾田社、比木神明社である。その後、天明期以降は都農大明神、尾鈴権現、比木大明神、新納・野別府・蚊口町その他の神社となり、天明期以降も比木神社を基軸としながら拡大している。

③神楽齋行の目的は、藩の藩内安全、雨乞・日乞などの立願や願成就であり、なかでも雨乞いのための神楽齋行が多い。これに加えて神社の祭礼神楽もある。

④神社への祈願・祈禱は、藩内十一社、九社など、藩と結びつきの強い神社へ参詣したり、命じたりしており、神楽齋行はその一環で行われた。

⑤神楽の齋行内容は、藩の記録ではその全体像は不明であるが、寛永期には夜を徹しての神楽、元禄期の記事からは、この時代にはいくつもの番付をもった神楽になっていたと考えられ、幕末の嘉永期には三十番を越す神楽齋行記事がある。

⑥神楽の齋行者は、高鍋藩の記録からは法印が関わり、神社の社人が齋行していたのがうかがえる。元禄期には社人による神楽の記事があり、嘉永期の記録には「比木社人七人家」とある。

⑦記録にある神楽は多くが高鍋藩の祈願・祈禱として行われたが、藩の祈願・祈禱には神楽だけでなく能、囃子、町人による盆踊・祈雨踊・手軽踊なども行われている。

⑧現在の高鍋神楽がもつ特徴の一つである神幸祭は藩記録にも享保期から記され、藩にとってはこの祭礼が重要であったのがうかがえる。

摘要

作为以宫崎县为中心的日本神乐研究的一部分，本文旨在从江户时代高锅藩的《本藩实录》、《续本藩实录》等藩史中提取与神乐相关的记载，以深入探讨该藩神乐斋行的

内容。通过对神乐的举行目的和实施方式等相关记载进行讨论，我们可以明确以下 8 点。

①高锅藩的文史中对神乐的记述内容涵盖了从江户时代宽永期至明治初期的时段。然而，在宽永到享保期间的记录相对较少，而在天明期之后逐渐增多。

②进行神乐斋行的神社在宽永期到享保期间包括了祇园社、比木社、衾田社、比木神明社。随后，在天明期以后出现了都农大明神、尾铃权现、比木大明神、新纳・野别府、蚊口町等一些新的神社。而且在天明期以后，以比木神社为中心范围逐步扩大。

③神乐斋行是一项祈福活动，旨在祈求藩内平安、雨水丰沛以及良好的天气等。其中，求雨的神乐斋行的次数较多。此外，还有与神社祭礼相关的神乐活动。

④向神社的祈愿・祈祷是在藩内十一社、九社等与高锅藩有很强联系的神社中进行。神乐斋行是其中祈愿活动的重要一环。

⑤关于神乐的斋行内容，从高锅藩的记录中并不能明确其整体的状况。然而，可以从元禄期的相关记录中，确定宽永期的彻夜神乐中，已经存在排序进行的神乐活动的史实。在幕府末期的嘉永期有超过三十场以上的神乐斋行的相关记录。

⑥根据高锅藩的记录，可以推测神乐的斋行者中有法印的参与，神社的社人进行斋行。元禄时期有社人进行神乐的相关记载，而在嘉永时期的记录中也提到了“比木社人七人家”。

⑦记录中的神乐大多以高锅藩的祈祷活动为主。然而，藩内的祈愿・祈祷不仅包括神乐，还涵盖了能、伴奏、住民的盂兰盆舞、祈雨舞、手轻舞等形式。

⑧现今的高锅神乐的一个显著特征是神幸祭，其在藩内的记录可以追溯至享保期。这表明对于高锅藩来说，这个祭礼具有重要意义。

1、神楽研究の動向と本稿の課題

「神楽」に分類される民俗芸能・神事芸能は日本各地に伝承され、これを保存継承する団体数は北海道から鹿児島県まで4500ほどがあり、江戸時代に遡るなら琉球でも王府神事として神楽が行われていた。こうした神楽についての学術研究は、鈴木正崇が指摘するように近年、活発に行われていて、鈴木はその研究展望として、神楽がもつ原義としての「鎮魂」や歴史過程のなかでのその形式と意味を論ずる「中世神楽」「浄土神楽」という視点、さらには死者供養としての神楽研究の内容に対して批判を加えて論じ、本質主義や源流を求めるのではなく、史料の批判と読み解きをもとに歴史的变化を重視し、現在までの変化過程を明らかにしながら変わりにくいものと変わりやすいものを追求すべきであるとしている⁽¹⁾。

神楽研究の動向は、その宗教性や宮崎県の神楽という唱教・唱義と称される祭文研究に偏る傾向が強く、神楽演目の構成、立願や願成就といった齋行目的など

全体を視野に入れた研究は少ないといえる。そうしたなかで長年の研究成果をまとめた櫻井弘人の『遠山霜月祭の研究』⁽²⁾は、霜月祭をめぐる遠山地方の歴史状況、祭りを執行する禰宜の地域社会のなかでの役割なども含め、その全体像を描き出す研究と評価でき、今後の神楽研究への指針の一つともなり得るといえる。

国内各地の神楽は、さまざまな姿をもっていることは確かで、鈴木は「神楽の実態は、各地で余りに多様で、定義することは不可能に近い」⁽³⁾とまでいう。それはここにいう「神楽」は、実際には能舞、番楽、湯立獅子舞、霜月祭、神舞などさまざまな名称をもって伝えられ、その内容も全国画一的ではなく、地方・地域によってさまざまだからである。文化庁の無形民俗文化財としては「神楽」に分類されていても、自分たちが伝え、行っているのは「神楽」ではないという主張があったり、長野県飯田市遠山郷の霜月祭りでは、「神楽」はこの祭りのなかでの神歌のことであったりする。

これらのことだけでも「神楽」が持つ多様性はうかがえるが、本稿が対象とする宮崎県内の神楽については、山口保明による研究が基盤になっている。県内には200程の神楽継承団体があり⁽⁴⁾、宮崎県は神楽が盛んな地域で、山口は県内神楽には、その斎行の時期、方式(夜か昼か)、演目の特徴などから、図1、図2のように冬神楽地域と春神楽地域とがあり、冬神楽は、北から豊後・佐伯混合系、延岡・門川系、高千穂系、椎葉系、米良系、高鍋系、宮崎・日南系、霧島神舞系という概ね地域を区分するような特徴が存在するとしている⁽⁵⁾。つまり、宮崎県という一県を取り上げても、現在の神楽の姿は一律、一様ではないのである。しかし、宮崎県内の神楽を現地で見えていくと、冬神楽と春神楽の地域区分は山口が示す実態の通りであるが、冬神楽については、この地域区分が妥当なのか、その多様性の理解については疑問がある。

山口は、米良系神楽の特徴として「鎮守社や摂社の神々(祭神)が登場することで、神体出現の神楽などといわれます」「祭神舞が済まなければ、神楽ばやし(神楽競り)をかけられない」「徹夜の神楽を奉納して本殿祭をはさんで、あるいは神楽行事を終了して狩猟の儀礼を折りこんでいる」の三つをあげる。高千穂系神楽は岩戸五番とか岩戸七番といわれる「[岩戸目標]の番付を中核に構成している」「吉田神道の浸透によって、神楽歌(唱教)などの仏教色や修験色を廃したこと」「番付には記紀神が多様に登場します。それぞれに「命づけ」がなされ、番付の構成も明確」という三つの特徴をあげる。椎葉系神楽は「唯一神道化の影響も比較

的希薄で、県域ではもっとも古風を残している」「各集落によって番付の編成もまちまちで、それぞれの集落の特質を示しており、神楽の統一が行われていない」「県域の神楽と比べて独自の番付も相当に多い」といふ。霧島神舞系は、「もっとも大きな特色は講庭（御講屋）のつくりであり大がかりな外講屋、「番付からすると剣舞が多いこと」「採り物では錫杖（輪鈴）を用いること」「装束からみると大日如来を象ったシデ（四垂）つきの笠を用いること」「舞いぶりからみると結界を限る力強い反閃を踏むこと」⁽⁶⁾が特徴であるとする。

山口がいう各神楽系の特徴は、それぞれに顕著にみられる事項をあげ、これと生活・生産基盤による地域区分をもとに先にあげた神楽の八系を措定していると推測できる。8系をいくつかの統一指標によって対比した上で導き出しているの

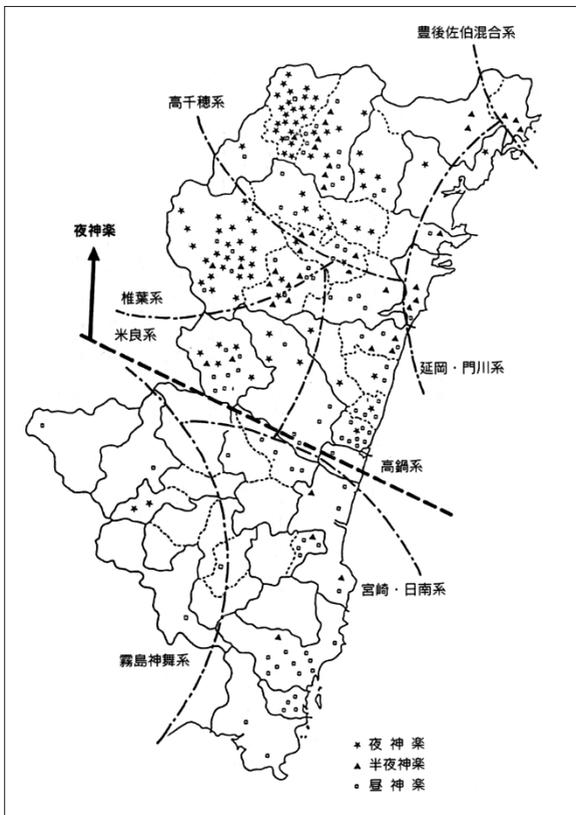


図1 宮崎県の冬神楽と神楽の地域特徴（山口保明による）

ではない。しかも8系のうち特徴の説明があるのは右にあげた米良系、高千穂系、椎葉系、霧島神舞系の4系のみである。山口がいう4系の神楽がもつ個別的特徴は首肯できる点もあり、これによって県内神楽が一様ではないことはわかるが、地域的特徴をいうには、厳密には複数の同一指標によって県内神楽をみていく必要がある。

たとえば神楽を舞う御神屋^{みこうや}にザンゼツなどと呼ばれる切り紙や紙の幟幡などに書き記して祭られる神々をみていくと、「天八下魂命」「天三下魂命」「天合魂命」「天八百日魂命」など『先代旧事本義』に登場し、『唯一神道名法要集』に説かれる神々が、米良系の尾八重神楽（西都市）、宮崎・日南系の潮嶽神楽（日南市）、高鍋系の新田神楽（新富町）などで祭られ、唯一神道の影響は高千穂系神楽だけでは



図2 宮崎県の春神楽（山口保明による）

ない⁽⁷⁾。山口がいう、米良系神楽の特徴としてあげる「祭神舞が済まなければ、神楽ばやし（神楽競り）をかけられない」というのは、神楽番付の「式三番」などによる神事性であり、米良系や椎葉系の神楽の式三番は、鎮守社の神が登場するなど前半の多数演目を「式三番」とし、県北の高千穂町・五ヶ瀬町・諸塚村などでは最初の三演目を「式三番」として、この演目が奏される間は参列者にも厳格な振

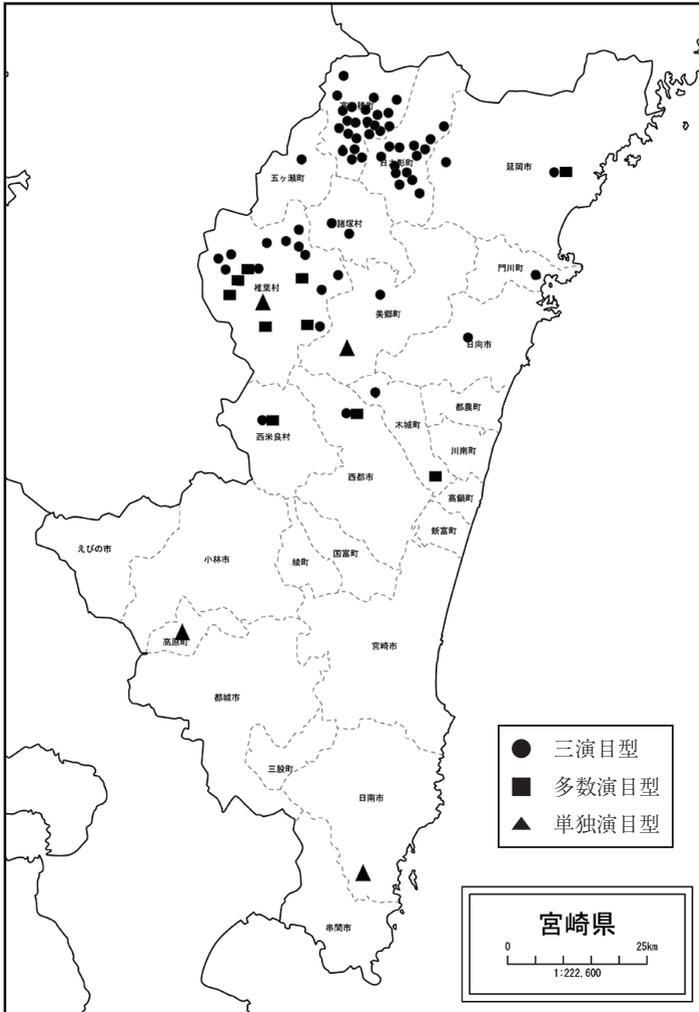


図3 宮崎県の神楽「式三番」伝承の分布（小川による）

る舞いが要求される(図3参照)。しかし、高鍋町や西都市南部以南の地域にはこうした規律はうかがえない⁽⁸⁾。藁の蛇を切る演目は、記紀神話のスサノオの八岐大蛇退治と結びつけて「蛇切」と呼ぶのは高千穂町、日之影町、宮崎市北部から西都市西南部・新富町・高鍋町にあるのに対し、椎葉村・諸塚村・美郷町・西都市・新富町・宮崎市北部では、蛇や綱を「無量寿経」に淵源する三毒を表す蛇や法蔵比丘の功德の綱などと結びつけた内容での綱切・綱神楽が伝えられている⁽⁹⁾。さらに県内神楽に見られる稲作系演目から田の神系舞をみていくと、椎葉村・諸塚村・美郷町には「年の神」、木城町・西都市・高鍋町・新富町には「磐石」、西都市・西米良村には「ヘヤの神」、西米良村・宮崎市・高原町・都城市には「田の神」、椎葉村・美郷町・宮崎市には「めご舞」、日南市には「直舞・直面」あるいは「猿田毘古」という名で、芸態も異なる演目がある⁽¹⁰⁾。

このように御神屋に祭られる神、演目進行の規範、演目の由来・祭文、演目の名称と芸態からみていくと、宮崎県内の神楽の地域的特徴は、山口が示した地域区分とは異なる様相が見えてくる。筆者が近年行っている宮崎県内の神楽研究の一つの目的は、同一指標で県内神楽をみていくと、そこにはどのような地域差が存在するのかを明らかにすることで、文末の注にあげた既発表の論考は、こうした目的を持っている。本稿の課題もその一環で、従来あまり論じられていない江戸時代の藩の施策、具体的には藩の祈願・祈禱の中で神楽がどのような位相をもっていたのかを、高鍋藩を例に検討するのが目的である。高鍋藩が祈願・祈禱の一環として神楽を斎行することは、前田博仁『比木神楽—百済王族祭祀と高鍋神楽の広がり—』⁽¹¹⁾にも触れられているように、歴代藩主は領内の比木神社や日向国一之宮である都農神社などへの信仰が篤く、折に触れて領内11社や9社への参詣を行うとともに、これらの神社に雨乞や日乞などの祈願・祈禱を繰り返している。これには藩の祈禱所にもなっていた真言宗の大聖山高月寺、大日山長照寺、修験宗の松尾山地福寺も関わり、尾鈴山は霊山として高鍋修験(地福寺末)の修行場となっていた。

高鍋藩には、幸いなことに藩主をはじめとする藩内動向の記録として、江戸時代初めから明治維新までの『本藩実録』『拾遺本藩実録』『続本藩実録』『続々本藩実録』が残されており、このうちの『本藩実録』『拾遺本藩実録』『続本藩実録』は『宮崎県史料』として翻刻、出版されている。これらなどには神楽について断片的ながら記載されており、これを抽出して藩による神楽斎行が何を目的にどのよ

うに行われていたのかを見て、若干の分析を加えておきたい。これが本稿の課題である。こうした近世期を通じた藩記録は数少なく、同等の史料に基づいて、県内に存在した延岡藩、佐土原藩、飫肥藩や薩摩藩私領地(都城)での祈願・祈禱と神楽との関係を求めることは容易ではないが、高鍋藩の実相を明らかにすることで、近世期の神楽がもった役割について考える一つの指標としたい。

また、薩摩の島津義久の側近で、天正期には日向国地頭に任じられた上井覚兼の天正2年(1574)から同14年(1586)までの日記には、天正3年(1575)4月2日条には「曾於郡(始良郡)吉祥院霧嶋神舞、先月廿五日より廿七日まで成就候、御代と御参候間、御花かう御持せ参候由候、同霧嶋にて神舞にハ、前々より大ほうハ不立候、此度ハ座主頂峯院御圖を申候に、可然おり候間、大ほう一ほん立候而之御神舞之由候」の記事、天正11年(1583)6月1日には「明後日三日、御神楽可申之由祈念申候」と、折生迫(宮崎市)で漁民が神楽を奉納して豊漁祈願を行ったこと⁽¹²⁾、天正14年(1586)9月28日には「去廿五日、御伊勢・御諏方へ神楽仕候」と、加江田(宮崎市)の伊勢社と諏訪社で神楽奉納が行われた記事がある⁽¹³⁾。断片的ながら16世紀後半には神楽が行われていたのがわかり、中世末から近世にかけて神楽記録がどのように辿れるのという課題に向けての作業も必要となる。

2、高鍋神楽の概要

高鍋藩による神楽記録に入る前に、「高鍋神楽」と総称されている神楽の概要を記しておく。「高鍋神楽」というのは、昭和44年(1969)1月に宮崎県の重要無形文化財に指定され、昭和53年(1978)1月に国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選定された神楽である。具体的には六社連合大神事(木城町の比木神社、高鍋町の八坂神社・愛宕神社、川南町の平田神社・白鬚神社、新富町の八幡神社の六社が順に年番を務めての神楽)、比木神楽(比木神社)、三納代神楽(新富町・三納代八幡神社)、都農神楽(都農神社)を包括する名称といえる。狭義には六社連合大神事が高鍋神楽であるが、これは六社が輪番で大神事を奉納するので、実際の神楽斎行は、現在は昭和39年(1964)に高鍋町・木城町・川南町・殿町・新富町の5町によって組織された高鍋神楽保存会が中心になっている。

高鍋神楽では六社連合大神事という方式での神楽奉納に特徴があるといえるが、この方式は、明治11年(1878)12月に八坂神社で行われた六社による大神事

に遡ることができる。比木神社、八坂神社、愛宕神社、平田神社、白鬚神社、三納代八幡神社はいずれも郷社の社格となっていて、これがその後、幾度かの紆余曲折を経ながらも現在に継承されているといえる。こうした神社連合による大神事が何を要件として生まれたのかは不明であるが、藩政期には都農社、八幡社、天神社、白山社、龍宮社、愛宕社、宮田社、祇園社、比木社、神明社、御城権現社の11社、あるいは比木社、八幡社、天神社、白山社、愛宕社、宮田社、祇園社、高鍋大明神社、神明社の9社、さらに白鬚社や三納代八幡社は、いずれも高鍋藩の城附地である新納院の範囲にあって、藩主の参詣あるいは家臣による代参、雨乞・日乞、流行病鎮圧などの祈願・祈禱社となっていた。高鍋藩主の信仰と藩の保護をうけていた神社であり、各社が密接な関係をもっていたと思われる。また、このことが後に郷社としての位置づけになったと考えられ、六社の連合による大神事はこうした高鍋藩との関係が基盤にあったといえる。

六社連合形成の下地には江戸時代の社寺への祈願・祈禱という藩政があるようで、ここに歴史的特徴がある。宮崎県内にこれと同一の齋行方式をもつ神楽はないが、西米良村の村所神楽は村所の八幡神社への奉納神楽を中核にして、狭上稻荷神社、横野産土神社、元米良竹原天満神社、上米良矢村神社・本山神社、板谷山之神神社の大祭にも齋行されている。村所八幡神社、狭上稻荷神社、板谷山之神神社は毎年、竹原天満神社は隔年、横野産土神社と上米良矢村神社・本山神社は4年に1回神楽奉納が行われる。神楽は村所八幡神社の社人・祝子^{ほうりこ}に各神社の神職が加わってそれぞれで行われており、これもいわば神社連合による神楽齋行といえる。村所神楽の祝子は、春彼岸に社務所に数日籠もる祝子入りの行が必要で、この神楽は保存会による齋行とは異なっている⁽¹⁴⁾。

これと同じような神楽齋行は、西米良村から西に県境を越え、九州山地西麓に位置する熊本県人吉球磨地方の球磨神楽にもある。この神楽は人吉市の青井阿蘇神社の10月8日おくち祭宵宮での奉納から始まり、球磨郡内43の神社で奉納されている。最終は12月15日の水上村の市房山神宮祭礼である。昭和37年(1962)に神職と氏子などによる球磨神楽保存会が組織され、現在は保存会によって齋行されているが、かつては神楽奉納を行う神社の神職によって神楽奉納が行われており、球磨神楽も神社連合による齋行といえる。

神楽齋行は奉納演目が数番ならともかく、20番、30番という多くの番付演目を奉納する場合は、神楽を舞う御神屋の設営や楽など数人での齋行は無理で、神

社人だけで行う場合には数社が連合しなければならない。旧高鍋藩内の神社が旧藩時代にどのような方式で神楽齋行を行っていたのかは、現時点では不明であるが、村所神楽やかつての球磨神楽のように数社の社人が連合しての神楽奉納があった可能性もあろう。

六社連合大神事の神楽番付の構成は、大正6年(1917)に京都の桃山御陵と伊勢神宮に神楽奉納を行うに際して浦幸次郎が作成した「日向高鍋神楽番付及縁起」によれば、1番御神楽、2番花の手、3番太神舞、4番敏伐舞、5番鬼神舞、6番将軍舞、7番問舞、8番節舞、9番磐石舞、10番神帥舞、11番振揚舞、12番帳読、13番祝詞、14番開關神楽、15番開關鬼神、16番繰卸舞、17番御笠神楽、18番笠取鬼神、19番御笠神酒上、20番御笠将軍、21番御笠練舞、22番獅子舞、23番綱取鬼神舞、24番寿之舞、25番伊勢舞、26番手力雄舞、27番戸開雄舞、28番番太舞、29番神送神楽となっている。その後、昭和53年(1978)に国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選定され、翌年に作成された記録『高鍋神楽 昭和54年度』(高鍋神楽保存会)では、1番御神楽、2番花の手、3番荒神返し、4番太神舞(かんなぎ)、5番敏伐舞、6番鬼神舞、7番将軍舞、8番問舞、9番節舞、10番舞揚、11番磐石舞、12番神帥舞、13番振揚舞、14番地割、15番帳読、16番祝詞、17番開關神楽、18番開關鬼神、19番繰掛卸舞、20番御笠神楽、21番笠取鬼神、22番御笠神酒上、23番御笠将軍、24番御笠練舞、25番獅子舞、26番綱取鬼神舞、27番寿之舞、28番伊勢舞、29番手力雄舞、30番戸開雄舞、31番太神、32番繰卸舞、33番神送神楽となっていて、3番、10番、14番、19番の4演目が加わって33番構成になっている。

現在の六社連合大神事での番付演目は、どちらかといえば大正6年(1917)の記録に則っているようで、高鍋神楽の範疇にある比木神楽、都農神楽、三納代神楽もこれに近い構成となっている。

次項では高鍋藩の記録にみられる神楽記事をあげ、これに基づいて神楽をめぐる歴史的状況について、いくつかのことを指摘していく。

3、高鍋藩の神社への祈願・祈禱と神楽

(1) 高鍋藩の概要と使用史料

高鍋藩は、天正16年(1588)8月5日に豊臣秀吉から秋月種長に御朱印宛行が

行われ、その目録の領地が与えられ、この範囲が徳川政権下においても安堵されて成立した。その藩域は、慶長12年(1607)に築造された高鍋城の城附地である「新納院」と呼ばれた地域と、飛び地である諸郡市内の瓜生野・倉岡の一部(宮崎市)、木脇(国富町)など10ヶ所、「福島院」と呼ばれた櫛間(現在の串間市)である。新納院の範囲は、現在の高鍋町、川南町、都農町、新富町の三納代・日置、中之又地区を除く木城町、日向市の美々津・幸脇である。この範囲は、その後、高鍋城下と在方七郷を新たな「新納院」とし、都農町などと在方六郷を「野別院」、日向市美々津などを「津口」と区分して、新納院、野別院、蚊口、美々津に代官所を置いて藩政が執行された。飛び地を含む藩域は、明治4年(1871)7月14日の廃藩置県によって高鍋県に移行し、その後、宮崎県へと推移していく。

現在にいう「高鍋神楽」は、高鍋藩の城附地である旧新納院の範囲に継承されている神楽といえるが、神社での神楽斎行の歴史的推移は、高鍋藩に関する私撰の藩史史料、藩府などをもとにした大塚静氏(観瀾)編、寛政9年(1797)完成の『本藩実録』、これを藩が受け継いで編んだ『続本藩実録』『続々本藩実録』『続々本藩実録』『藩尾録』『拾遺本藩実録』、都農神社宮司の永友宗年(明治22年5月宮司就任、昭和2年7月退任)が大正6年(1917)に編纂した『日向国神祇史料』(全14巻)⁽¹⁵⁾からうかがえる。『日向国神祇史料』は、神社の縁起や祭事などの事蹟について、高鍋藩内神社は『本藩実録』『続本藩実録』『続々本藩実録』『続々本藩実録』『藩尾録』『拾遺本藩実録』、村々に残されている「御用帳」、『永友司日記』等の宮司日記などから神社ごとに抽出して編年体で編まれたもので、高鍋藩内の神社は巻3と巻9に収められている。なお、『日向国神祇史料』に『本藩実録』『続本藩実録』『拾遺本藩実録』から抽出されている記事は、両者を対照しても間違いはなく、正確な記述がなされていると判断でき、これは信頼度が高い史料集といえる。藩史としての記録のうち『本藩実録』『続本藩実録』『拾遺本藩実録』は『宮崎県史料』第1巻から第4巻として公刊されている⁽¹⁶⁾。

はじめにこれら以外の史料も含めて高鍋藩内における神楽の記録をみていくと、次のようになる。

(2) 神楽に関する歴史記録

<1>寛永期から享保期まで

現時点で藩史史料から確認できる神楽の初出は、高鍋藩の歴史を記した『藩史

備考』の寛永14年(1637)の項にある「○六月十四日 祇園会法会連歌改之出神楽」の記載である。この祇園会がどこで行われたのかは記載がないが、『本藩史略』には慶長13年(1608)に高鍋の町に祇園社を建立した記事がある。また、永友宗年編による『日向国神祇史料』9巻の「郷社八坂神社」の項には、「寺社帳」にある「祇園大明神」をあげ、筑前からの勧請であるが縁起などは伝わっておらず来歴は不明としている。また同書収録の「旧記」には、薬師如来を本尊とし、宝蔵院が住持する医王山祇園寺樹照院には「天正十五年種長公古町江祇園御勧請其時之住持自性院其後町ヲ当所江御引被成祇園モ移シ被成唯今之寺」とあることを記している。

高鍋藩の『拾遺本藩実録』の元禄9年(1696)4月10日には、「薬師御信向(仰)之处祇園宮田社大破ニ付御造栄被仰付薬師堂御建立不被成候而御建立前後故夜前御下血御不快被成御座と思召候薬師御建立急度被仰付薬師地形御自身御見分ニ御出竜岸寺本地ニ御建立也」とある。また、同書の同年9月17日には、「薬師祇園へ御隠居様御参詣祇園へ初穂拾式勿薬師モ十式燈ニ付銭拾式勿御備」とあるので、この薬師祇園の法会として、祇園会が行われ、そのなかでこれまでは連歌を行っていたが、これを改めて神楽を出したと考えられる。

祇園法会の連歌については、直接の対比はできないが、大阪市平野区の杭全神社には宝永5年(1708)再建の連歌所が現存している。当社は牛頭天王を祭神とする祇園社が第一本殿であり、天正13年(1585)からの連歌の記録がある。宝永3年(1706)の神社年中行事には6月には4回の連歌会があり、うち6月7日は祇園法楽の連歌となっている。また、筑前である福岡県行橋市の今井祇園社でも法楽連歌が行われている。先にあげた「寺社帳」には、「祇園大明神」は筑前からの勧請とあるので、筑前での祇園会を引き継いだとも考えられる。いずれにしても高鍋藩の祇園会法会連歌は、室町時代から各地で盛んになった法楽連歌の流れを汲んでいたと思われる⁽¹⁷⁾。『藩史備考』には「祇園会法会連歌」とあるが、この「法会」は法楽と解することができ、であるなら連歌に代わる神楽も法楽としての位置づけであり、神楽は薬師祇園へ奉納する奏楽あるいは芸能と考えられていたといえよう。

神楽に関する次の記録は、同じく『藩史備考』の寛永14年(1637)11月18日の比木神社の記録で、これには「○十一月十八日 於比木社前御家中祈禱 神舞注連三拾三本」とある。比木神社で高鍋藩が何らかの祈禱のために33本の注連を立

て「神舞」を行っており、これは神楽の斎行であったといえる。また、比木社での神楽については、史料の成立年代は不明であるが、『高鍋藩一斑』の寛永20年(1643)11月18日の条には「創奏徹夜神楽 於比木廟前 祈藩内安全<見聞年代記>謂之門徒神事<口碑>」(<>は割注)とある。文面は、「見聞年代記」によれば、11月18日に夜を徹して奏でる神楽を始め、比木廟の前で藩内安全を祈るとある。口碑にいう「門徒神事」とは信者(氏子)による神事であると解釈できる。これは「見聞年代記」をもとにした記述であるが、『藩史備考』には寛永14年(1637)の祇園会神楽、比木社神舞があることから、寛永20年(1643)には比木社祭礼で神楽が夜を徹して奏されたと、ひとまずは考えられる。なお、『高鍋藩一斑』にある「比木廟」という表現は、『日向国神祇史料』9巻の「郷社比木神社」に筆記されている、元禄9年(1696)中秋の写しである「比企大明神」の由緒書に、同社は「五社之御本地末」で、この「五社大明神」は、日向国八千百十町八段のうち、「比木方百町郡司分百町之宗廟」として「奉_レ崇_二五社大明神_一者也」とあり、ここにいう「宗廟」と同意であろう。

その後の高鍋藩内での神楽の記事は、高鍋藩家老の隈江家の「隈江家記」には、元禄6年(1693)6月1日に「比木蛇ヶ淵」での雨乞祈禱があり、比木社代の宝持院が祈禱を行い、「社人神楽ヲ奏ス」の記事がある。効あって雨が降り、藩主の種政公と家中がともに神楽銭を出したとある。さらに同記には、元禄13年(1700)6月18日には比木社で雨乞があり、御祓三千座、御神楽八番、鬼神舞一番と祈禱があり、家中と浦町の住人が金銭をあげている。ここでは「御神楽」を八番と「鬼神舞」一番という区別があり、手に採物を持つての神楽と着面の神舞があったのがうかがえる。御神楽と着面舞の区分からは、先にあげた寛永14年(1637)11月18日の「神舞」も着面の舞いと考えられる。

元禄期の神楽は、『拾遺本藩実録』巻4の元禄15年(1702)11月2日の条に、「諸県袞田社檀震動候段申出米壹俵相渡神前ニ而神楽候様申達甘漬(漬)社御戸開候段申出ニ付是又同前米相渡御祈禱候様申達」とあり、諸県袞田社にも記録がある。袞田社は、高鍋藩の飛び地であった三名(国富町の旧木脇村内の大字)の袞田神社(現在の袞田八幡宮)で、「社檀震動」という申し出があって、藩が米一俵を出して神楽を行っている。甘漬社は現在の川南町川南の甘漬神社で、御扉が開いたという申し出があって、やはり藩が米一俵を出して祈禱を行ったということである。社檀震動や御扉が開いたのが何によるのかはわからないが、藩が米を出して

神楽や祈禱を行ったというのは、異変を何らかの神意の顕れと解してのことと思われる。

これらの記録からは、元禄期には神社での神楽齋行が何社にも広がっていたことを思わせるが、比木神社での神楽は、『拾遺本藩実録』巻4の宝永2年(1705)閏4月4日の記事にも次のようにある。

宝永二年閏四月四日 早魃ニ付比木社高月寺ニ而乞雨被仰付両所共ニ白銀貳枚米壹俵ツ、比木ハ神楽銭壹貫貳百文右御祈禱之間大勢山ニ登鐘大鼓高声わめき候様諸人へ酒給させ可申入目者諸士初高割也

早魃のために藩が比木社と高月寺に雨乞を仰せ付け、両所に白銀2枚と米1俵を与え、比木社には「神楽銭」として1貫200文も与えた。さらに祈禱を行っている間には山に登って鉦、太鼓を叩き、大声でわめいた大勢の者たちには酒を出した。その入目(費用)は、諸士の高割りにしたというのである。比木社に与えた神楽銭からは、藩が雨乞祈禱として神楽を齋行したと解されよう。山に登って鉦、太鼓を叩きながら大声でわめくのは、雨乞の呪法で、この方法は各地に伝承されている。

ここにある神楽銭については、『拾遺本藩実録』巻五の享保8年(1723)7月18日の条にもあって、次のように畿内の寺社などに代参者を遣わせて初穂と神楽銭をあげている。

享保八年七月十八日 多賀 祇園京 住吉大阪 春日奈良 愛宕京 清水観音京 二月堂観音京 岩清水八幡宮 伊勢 讚岐金崑(毘)羅 天王寺 北野天神 天満宮大阪 太宰府 岩屋権現御代参被差遣御初尾(穂)又神楽銭御上 彦山 霧島 法花(華)嶽 鶴戸も同前

遠く畿内の寺社や太宰府天満宮、岩屋権現(福岡県宝珠山村の岩屋神社か)、英彦山、霧島、法華嶽、鶴戸神宮(日南市)にも初穂と神楽銭をあげているのであるが、この場合の神楽銭は、奉獻の寺社リストからは実際に神楽奏上を行ったとは考え難く、祈禱料のように考えられる。つまり、この時代には、藩内寺社への祈願・祈禱に神楽奏上があつて、これをもとに藩としての支出規範が整えられ、それを「神楽料」と称し、これを他地方の寺社にも適応させたと解される。

年代としては1700年代末であるが、『本藩秘典 義』⁽¹⁸⁾にある寛政2年(1790)8月の「新納代官目安」には、「神楽銭」は次のようにある。

一 尾鈴雨乞

御初穂銀三匁

神楽錢 社人壺人初日八十文、二日目よりハ四十文ツ、可相渡事、但、
其外ニても雨乞之節ハ右之通被下候事

酒式斗

代官上下二人 検者一人 下代一人 庄屋一人
社人十人 小触・乙名・口才各一人 人足十八人

右人数上下共ニ能米壺升ツ、御賄相渡候事

但、時ニより吟味之上人数多少可在之事

尾鈴というのは、現在の木城町と都農町の境に位置し、高鍋城下の新納院にちなんで新納山とも呼ばれた山岳修験の山で、ここでの雨乞祈禱の支出基準を定めたもので、新納代官の心得とされたものである。雨乞祈禱には代価だけでなく、誰が従事するかも決められていたのがわかる。

1600年代から1700年代の高鍋藩での神楽記録は多くはないが、祇園社や比木社の祭礼、雨乞祈禱に神楽が以上のように斎行されている。なかでも比木社の11月18日の祭礼には前述のように寛永期から神楽が斎行されているが、9月の比木神明社の祭礼にも神楽斎行があった。この祭りは、比木神社の御里廻りの期日に近いが、『拾遺本藩実録』巻5の享保8年(1723)に次のようにある。

享保八年九月十六日 比木神明御祭り御神楽初而被差上御宮者未出来不申候得共御神崇被置二付

比木神明社というのは、『日向国神祇史料』巻9の比木神社の項に掲載されている慶応4年(1868)6月17日付の「神名録」には、比木神社の撰社に神明神社があり、これは享保8年(1723)建立とある。『拾遺本藩実録』巻5にある「御神楽初而被差上」というのは、この年に同社が建立され、初めて神楽が奉納されたということである。比木神社の神楽は、これ以前から記録があり、このことから比木神社の神楽が比木神明社でも斎行されたと考えられる。『日向国神祇史料』巻9の比木神社の項に収録されている明治初期の比木神社「年中神事定法」には、正月5日、3月3日には比木神社社前で神楽三番、「神明宮御建立後同所ニテ御神楽壺番」とあり、また、9月16日の神明宮御祭礼には「御神楽三番」とあって、神明社への神楽奉納は明治初期にも行われている。

神明社については、『拾遺本藩実録』巻9には、前記のように「御宮者未出来不申候得共御神崇被置二付」とあって、9月16日時点では社殿は出来ていないが、

藩主の神崇があるとしている。神楽奉納はそのためと解せるが、神明社自体は、『拾遺本藩実録』巻1の元禄2年(1689)9月5日に「神明御祭」、元禄6年(1693)9月16日に「神明御祭礼」とあり、享保8年(1723)以前からあり、その祭日から『拾遺本藩実録』巻1の貞享元年(1684)9月16日にある「御氏神御祭礼御能在之」、元禄2年(1693)9月16日の「御氏神祭」も神明社の祭礼のことで、神明社は秋月家の氏神として江戸時代前期には祀られ、藩による祭祀が行われていたといえる。本稿の「4、歴史記録にみる神楽の推移」の⑦で記す神社祭礼時の能・御囃子で記すように、神明社祭礼で能や御囃子があるのは、秋月家の氏神社祭祀に式楽として能が行われたことになる。

<2>天明期から明治初期まで

享保期には、このように比木神明社での神楽の記録もあり、神楽斎行の機会が増えているのがうかがえる。その後の天明期以降は、高鍋藩の『続本藩実録』などから神楽斎行の神社が拡大しているのがわかる。『続本藩実録』と『日向国神祇史料』から神楽についての記事を、年次を追って列記すると次のようになる。各記録の末に出典を入れたが、このうち「御用帳」や宮司日記からの抽出は『日向国神祇史料』からのものである。(神楽等の記載部分を太字にした)

- ・天明3年(1783)5月21日 御厄除御祈禱長照寺江被仰付置候之処御宮ニ而神楽興行仕度伺出御免(比木社)(続本藩実録巻5)
- ・天明3年(1783)7月17日 先達而廻文ニ而申遣候通打続凶年ニ付、御上より於都農大明神・尾鈴権現・比木大明神五穀成就之御祈禱被仰付候ニ付、下々よりも右之三社江祈願仕弥以五穀成就候ハ、竈より三錢ツ、差出、右三社へ御祭礼之節神楽差上候様致候ハ、可然と新納庄屋中申談候由、此方支配中も同意候ハ、其通可致旨申来候……(御用帳)(代官が庄屋・部当に宛てた通達)
- ・天明3年(1783)7月18日 去年已来凶年ニ付当年大風雨洪水等無之様豊作之祈願可仕旨御領分一統被仰付候ニ付、支配下吟味之上左之通り御立願仕候
 - 一 都農大明神様 卯十一月御神楽御神燈共に願成就仕申候
 - 一 尾鈴大権現

右両社御祭礼之節御神楽三番宛奉差上、町中一組より一張宛御神燈奉差上御立願仕候、尤金丸筑後殿方へ御頼申上置候(御用帳)(代官が庄屋・部当に宛てた通達)

- ・天明3年(1783)8月11日 大風雨後快晴無之ニ付比木并神明・都農・尾鈴社御代参者頭八幡・白山・竜宮・天神・高鍋大明神・宮田・祇園・愛宕諸社江御代香同断鵜戸社御代参給人<先例者無之此度より被差立>立岩社<御番代代番「香」>十三所社<郡代>衾田社<代官>右諸社江御祈晴、何れも御初穂壺封ツツ。新納野別府蚊口町其他神社ニ而**祈晴祈願神楽等自分ニ取計候義勝手次第被仰出。八幡・比木・都農諸社御神楽**。円実院一派祈願候様御祈禱料壺貫文(続本藩実録巻5)(<>内は割注。以下同)
- ・寛政元年(1789)6月27日 九社御参詣、任先例御跡乗奉行泥谷兎能毛**比木社神楽錢一貫匁御備**(続本藩実録巻7)
- ・文政2年(1819)12月5日 両祈願所江御平癒御祈并**比木神明社江神楽被差上**(続本藩実録巻13)(御隠居様=種茂の病気平癒祈願)
- ・文政6年(1823)4月 別紙之通被仰付候ニ付、明十日於一ノ宮日乞御**神楽修行可仕候間**左様思召被下例之通御初穂錢取寄御持参可被下候、右之段申上度候以上(御用帳)(代官が部当に宛てた通達)
- ・文政6年(1823)5月27日 追々雨乞被仰付候得共兎角早魁ニ而御田町仕付難相成所も有之候ニ付、此節ハ**郷中式文取ニ而所之鎮守御神楽一ノ宮・比木両社之内江軒別参詣仕候様被仰付候ニ付野別府向ハ明二十八日所之鎮守ニ而修行可有之候**(御用帳)(代官が庄屋・部当に宛てた通達)
(『続本藩実録』巻14には、この記載はないが、5月25日には「両祈願所ニ而御祈雨御分知赤池社ニ而御祈雨三名衾田社ニ而も同断」とあり、6月3日には「湖水御祈雨」とあって、祈雨の雨乞が続いている。)
- ・文政10年(1827)7月4日 比木御名代内田主水附添中村権左衛門尾鈴御名代原田五郎兵衛附添黒水司馬太差越二夜三日相詰候様御居間出御被付**比木番神楽囃子尾鈴中ノ日絶頂秋暑之時分大儀致候**付主水五郎兵衛江両種奉行中肴代官以下一流(続)素麵被下(続本藩実録巻15)
- ・天保2年(1831)7月23日 追々雨乞被仰付候得共其驗無之、明二十四日**比木大明神御神楽執行**御代参奉行中ヨリ被相勤候(御用帳)(代官が庄屋・部当に宛てた通達)
- ・天保3年(1832)7月28日 晦日ヨリ潤在之迄九社江日々其神職昼夜相詰雨乞候之様、比木・神明二社ハ役人中繰合日々参詣其外七社ハ者頭中御代参潤在之候ハ、**結願之日神楽并御初尾差上筈**両祈願寺も潤在之迄日々同断。(続本藩実録

卷17)

- ・天保3年(1832)8月15日 昨夜ヨリ今晝迄雨在之、九社日々御代参御見合御礼神楽被仰出(続本藩実録卷17)
- ・天保3年(1832)8月19日 雨潤沢ニ付比木・八幡家老中、七社ハ奉行中、日光院・円実院江者頭中、都農社ハ者頭中、立岩ハ番代、湖水ハ勘定奉行御代参、神楽一社ニ壹貫文両祈禱所も壹貫文ツ、(続本藩実録卷17)
- ・弘化元年(1844)2月15日 <小座敷通>永友加賀一代近習通立身川除祈禱関目上ニ而三ヶ年神楽修業自勘ニ致候付(続本藩実録卷20)(永友加賀を一代近習として取り立てる理由として、関目上で三年間神楽を斎行して川除祈禱を行ったことをあげている)
- ・弘化2年(1845)8月16日 氷川社御祭礼ニ付神楽役人中へ見物被仰付御帰城後御酒等不被下候間新御殿様御催合ニ而奥ニ而御酒被下(続本藩実録卷20)
- ・嘉永4年(1851)4月1日 <比木社人七人家>壹岐讃岐・小(十)住備後・神田美作・神田越前・壹岐淡路・神田上野・壹岐周防・壹岐近江・壹岐備中<長照寺末神宮寺>正智院以上十人之者共打開弍反ツ、被下是迄無給ニ而実貞相勤候付被下也 以来門徒神事渡方之外何方ニ而も神楽并日乞雨乞節神楽錢も御下し無之自勤可相勤 尤二夜三日之節初一日自勤翌日よりハ御賄被下候事(続本藩実録卷21)
- ・嘉永4年(1851)4月7日 比木社御祈晴御祈雨 右終日神楽之節御代参番頭相勤候事二夜三日之節ハ奉行中御代参相勤候事 湖水 同断 右二夜三日之節勘定奉行相詰御代参相勤日増之節御代参奉行中より相勤候事 蚊口浜同断 右湖水之通 白髪(髭)竜ヶ脇河原権現幸ヶ峯同断 右番頭より御代参相勤候事 尾鈴社同断 右家老中御代参相詰不申奉行中計相詰候節奉行中より御代参相勤候事(続本藩実録卷21)
- ・嘉永5年(1852)6月11日 連日旱魃ニ付追々雨乞被仰付候へ共兎角潤雨無之候間、明十二日ヨリ同十四日迄二夜三日於比木社雨乞執行被仰付御備物之為御名代織部殿昼夜被相詰、奉行之内鈴木百助差添同断ニ而三十番之神楽執行。十三日ニハ御囃子被仰付同晩ヨリ翌日マテ尚又神楽執行被仰付候間夫々相成丈軒別可致参詣、病気差合之向ハ代参差立可申候(御用帳)(奉行中が代官所に宛てた通達)
- ・嘉永5年(1852)7月1日 昨年稀成大風ニ而田畠諸作出来方不宜候処、当夏麦

作不熟ニ付而ハ一統難澁之處、万一当秋違作ニ而ハ下々別而困窮可致大切之義ニ付、諸作豊熟之御祈トシテ来ル四日比木社ニ於テ終日神楽執行被仰付、御家中一統惣斎致シ軒別一人ツ、参詣相祈候様被仰出候間被得其意諸郷中ハ郷切、町ハ町切、蚊口ハ津中不洩様可被相達候（御用帳）（奉行中が内田定右衛門に宛てた通達）

- ・嘉永5年（1852）7月4日 一昨年大風雨ニ而諸作出来方不宜一統難澁仕候處、万一当秋不熟等御座候而ハ下々別而困窮可仕、大切之儀ニ付（中略）明後六日吉辰ニ付一ノ宮に於て当秋豊熟之為立願御神楽執行仕、当日子供踊奉備御神前度段、町中より申出候間、此段乍恐御内々奉伺上候何卒早々御差込被仰付被下度奉願上候以上（御用帳）（部当の緒方安兵衛が内田定右衛門に宛てた願文の写し）

（『続本藩実録』巻22の嘉永5年7月2日には「比木白山八幡社ニ而諸作豊熟之御祈願有之 当夏麦不熟当秋違作ニ候ハ、可及難澁候ニ付且郷中祈願之者可伺出旨被仰出」とある）

- ・嘉永6年（1853）6月17日 比木社ニ而御祈雨之節往々功驗有之此度別而一統為相成候付御礼神楽終日家中よりも直参候様被仰出長照寺并正智院七人中都合一一人江御酒下（続本藩実録巻22）
- ・安政4年（1857）6月12日 連日旱魃ニ付明後十四日ヨリ於比木ニ夜三日雨乞神楽修行被仰付候ニ付、十五日一統致休日軒別一人ツ、参詣致候様被仰付候（御用帳）（代官所が部当に宛てた通達）
- ・安政6年（1859）3月15日 兎角潤雨無之ニ夜三日於比木社祈雨、神楽修行一統惣休日参詣候様申進（続々本藩実録巻2）
- ・安政6年（1859）3月26日 比木社ニ而祈雨神楽修行之處、感応在之潤雨在之ニ付為御礼終日自勘神楽修行致候ニ付長照寺始社人共へ御酒三升被下（続々本藩実録二）
- ・安政6年（1859）8月4日 八月四日より六日迄三日二夜之間、比木社ニ而三十三番之神楽雨乞有之。六日ニハ同社ニテ御雛子雨乞も在之候間、一統休日参詣申候様御触有之（永友司日記）
- ・慶応3年（1867）7月28日 七月二十八日より八月一日迄比木社ニ而二夜三日雨乞有之。一統参詣候様触有之。尤御慎中ニ付神楽無之（永友司日記）
- ・明治元年（1868）9月15日 比木社神輿御里回り之節、是迄太平寺々内ニ神輿

渡御ニ相成、神楽等在之候由承知仕候間、吟味仕候処先年者寺内ニ而者無之、別所江神輿御休地有之候ニ付、先年ニ復し神楽等執行仕度御座候間、此段御届申上候以上(永友宗鷹日記)(永友靱負が寺社奉行中へ出した伺い)

- ・明治元年(1868)9月22日 比木社御里回り之次第、左之通り。

晴、朝五ツ半過比木社御神幸、川田射場江神輿暫御休、社人中江濁酒川田中より差出す。夫れより新小路御番所手塚力之進殿宅江御着、**御神楽有之**。諸人より**心願之御神楽**も有之。夫より町永友氏江御着、**御神楽有之**、所々より**心願之御神楽**も有之。夫より御仮屋江御着、**御神楽有之**、且心願之人より**御神楽有之**。夫よりさいが脇江神幸、**御神楽有之**、且心願之向より**御神楽有之**。夜八ツ時分宮田社江御着、**御神楽有之**。暁七ツ時分拙者帰宅。

翌二十三日晴四ツ時分宮田神幸、大平寺村江暫御休、**御神楽有之**、心願之向より**御神楽有之**。夫より坂本江御出向、神楽并**心願之向之御神楽**も有之。夫より切原村江御出、此所ニても**神楽有之**。夫より祝明江夜五ツ時分御出、**御神楽有之**、**神楽同じ**。

翌二十四日曇四ツ時分御立高城庄屋宅江御着、**御神楽同断**。夫より末社江御着。**神楽同断**。少々雨降る。七ツ時分御還幸、**御神楽等有之**。一統万喜之祝を成す(永友宗鷹日記)

- ・明治元年(1868)10月28日 八幡宮・比木社ニ而御上ハ勿論越後出兵凱旋無難帰宅致し候様之祈願仕候様被仰付候間、比木社ニハ宗鷹相勤両社ニ而**社人二十人神楽有之**。尤守等献上仕候様被仰付候間、一社ニ付四百枚ツ、御守両殿江其余ハ札一枚ツ、献上仕候(永友宗鷹日記)

- ・明治2年(1869)11月12日 「比木神社例祭前奉幣神事次第」として当月申日卯刻に比木の御霊代を皇学館から一端御城中に移し、城広間上段に安置して神酒などを供え、神祇局長官が拝礼した後、比木へ名波大年と永友宗鷹が随行して御遷宮したことが記されている。その後、比木神社到着の神事が次のようにある)。比木到着暫時休息、鳥居前ニ而清祓之神事ヲ行。夫ヨリ於本殿、**神楽・歌・笛拍子等ヲ奏シ、奉幣式行事之事**、右神事相済、常例之里神楽等モ修行申度旨、名波大年、永友宗鷹方ヨリ伺出、伺通取計候様相達(藩尾録卷1)

- ・明治6年(1863)8月2日 連日の日照りにて都農神社に於て区中の**雨乞祭有之、神楽執行**区中人民参詣(永友司日記)

- ・明治6年(1873)8月4日(都農神社) 今日**雨乞祭在之神楽執行**、都農町及寺

迫人民ハ盆踊、名貫人民ハ棒踊を奉納せり(永友司日記)

- ・明治7年(1874)8月9日(都農神社) 曇連日雨風烈敷右ニ付風祈念として終日神楽有之。副戸長松岡幸吉、緒方は茂相詰る。区中一同参詣候様触有之、追々参詣人有之(永友司日記)
- ・明治8年(1875)7月29日(都農神社) 晴、連日早魃ニ付、今日より三十一日迄三日の間、二夜三日、雨乞神楽有之(永友司日記)
- ・明治8年(1875)8月23日(都農神社) 雨、今日神官中自勘にて病祈禱、神楽有之(永友司日記)
- ・明治10年(1877)3月8日(都農神社) 晴、今日より七日之間天下鎮静の御祈禱、神官自勘修行(永友司日記)(※これは二月十五日に起きた西南戦争の鎮静祈願)
- ・明治10年(1877)3月14日(都農神社) 晴、御祈禱満願、神楽あり(永友司日記)
- ・明治10年(1877)5月4日(都農神社) 雨、御祈禱中日ニ付、神楽有り。参詣人多シ(永友司日記)

4、歴史記録にみる神楽の推移

(1) 高鍋藩記録の神楽記事

現時点までに確認し得た高鍋藩記録での神楽記事は、遺漏があるかもしれないが、以上のように江戸時代以降のもので、それは寛永期から明治初期までのものがある。これらの記事からわかることを整理すると、第一には、神楽に関する記事は、藩の公的記録などにあつて、その数は寛永から享保期は多くないが、天明期以降は数が増えているといえる。

神楽記事の初出は、前述のように『藩史備考』にある寛永14年(1637)6月14日の祇園会での神楽で、同書には同じく同年11月18日の比木神社での「注連三拾三本」を設えての「神舞」がある。これに次ぐのが『高鍋藩一斑』にある寛永20年(1643)の比木神社での神楽斎行で、同書は、これは「門徒神事」であり、夜を徹しての神楽はこれに始まるとしている。こうした記事から、前項で高鍋藩内での神楽は寛永期には行われ、夜神楽も始まったと、ひとまず考えられるとしたのは、『藩史備考』『高鍋藩一斑』の内容は、これらの史料の来歴が必ずしも明らか

ではないからである。『高鍋藩一班』では「見聞年代記」を引いての説明と口碑からの追記があり、これは藩内に残されている諸記録や伝聞から作成されたものと推測でき、『藩史備考』『高鍋藩一班』については、記す事蹟が何に基づいているのかの検証が必要となる。

こうした課題が残されているが、その後の神楽記事は前述のように家老家の「隈江家記」にある元禄6年(1693)6月1日の比木蛇ヶ淵での社人による神楽、元禄13年(1700)6月18日の比木社での御祓三千座・御神楽八番・鬼神舞一番、さらに『拾遺本藩実録』巻4にある高鍋藩飛び地領である現在の国富町旧木脇村三名の衾田社(衾田八幡宮)での神楽がある。この後は、『拾遺本藩実録』巻4の宝永2年(1705)閏4月4日にある、藩が比木社高月寺に命じての雨乞に伴う比木社への神楽銭の記録、『拾遺本藩実録』巻5の享保8年(1723)9月16日の比木神明社祭礼での神楽である。

このように寛永期から享保期の史料における神楽記事は少ないが、18世紀後半の天明期以降は、前項に列記したように『続本藩実録』や『日向国神祇史料』が引く「御用帳」などに神楽記事があり、その数が多くなる。高鍋藩内の神楽は、藩の公的記録である『拾遺本藩実録』『続本藩実録』さらには『続々本藩実録』、写しではあっても村々の御用帳などから歴史の一端がうかがえるのが特色で、これらからは神楽が藩の公事として位置づけられていたのがわかる。また、公的記録の神楽記事が天明期以降に多くなるというのは、18世紀後半以降に神楽がより強く藩の公事となっていったという推移の顕れといえよう。

(2) 高鍋藩記録にみる神楽齋行神社

第二には、藩記録にある神楽記事からは、神楽を齋行する神社が次第に拡大しているのがうかがえる。

寛永期から享保期の神楽は祇園社、比木社、衾田社、比木神明社での記事であるが、天明期以降の神楽記録を見ていくと、天明3年(1783)7月17日には、藩が都農大明神、尾鈴権現、比木大明神で五穀成就・豊作祈願を目的に神楽を奉納している。同じく天明3年(1783)8月11日には新納・野別府、蚊口町その他の神社で「祈晴祈願神楽等」、八幡・比木・都農の諸社で神楽が行われ、前者の地域では「自分ニ取計候義勝手次第被仰出」と、何を行うのかは地元の意向での決定とされていた。都農神社や八幡神社での神楽記事は、現時点ではこれが初出であ

る。

その後、文政2年(1819)12月5日には、御隠居様である秋月種茂の病気平癒の祈願として比木社と神明社に藩が神楽奉納、文政6年(1823)5月27日には、雨乞として郷中は各家から2文ずつを取って「所之鎮守御神楽」とある。天保3年(1832)7月23日には雨乞を命じたが験がないので、24日には比木大明神で神楽を斎行し、7月28日には比木社・神明社など9社で藩が雨乞を行い、結願の日には神楽を奉納するとある。8月15日には昨夜から雨がなかったので、藩からの9社への代参を見合わせて「御礼神楽被仰出」があった。また、同年8月19日には、雨がなかったので比木社・八幡社と他の7社、つまり9社と都農社、立岩社、日光院と円実院という祈禱所に家老や奉行、者頭などが代参し、「神楽一社ニ壺貫文、両祈禱所も壺貫文ツ、」が与えられている。

神社での神楽記録は天明期以降も比木神社が多く出てきて、同社を基軸としながらも、記録では神楽を斎行する神社が以上のように拡大している。天明3年(1783)8月11日には新納府・野別府・蚊口町その他の神社、文政6年(1823)5月27日には所の鎮守、幕末の天保3年(1832)には9社と都農社、立岩社それぞれで雨乞御礼の神楽が行われたようにも解釈できる。こうした動向からは、18世紀後半には高鍋藩領内では神楽斎行が広がっており、また、天保3年(1832)の9社での神楽斎行を思わせる記事からは、現在の六社連合大神事としての神楽斎行の基盤は、こうした諸社での神楽があったと考えられる。

(3) 高鍋藩記録にみる神楽の目的

神楽記事には以上のような傾向がみられるが、ここでの神楽斎行は藩の立願と願成就祝いの神楽が多く、これに加えて神社の祭礼神楽もある。

藩の記録に記された神楽は、前述のように寛永14年(1637)は6月14日の祇園会法会、11月18日の比木社での「御家中祈禱」、寛永20年(1643)11月18日の比木社での「藩内安全」を祈願しての神楽があり、これらはいずれも大祭での神楽斎行と判断できる。しかし、元禄6年(1693)6月1日の「比木蛇ヶ淵」での神楽は雨乞祈禱にともなうもの、元禄13年(1700)6月18日の比木社の神楽も雨乞、元禄15年(1702)の衾田社の神楽は社檀震動という異変、宝永2年(1705)閏4月4日の比木社の神楽は雨乞祈願である。

このように享保期までの記録には祭礼にともなう神楽がいくつか記されている

が、雨乞という立願を目的にする場合が多く、天明期以降の神楽記録も何らかの立願あるいは願成就の祝いを目的にしている場合が多い。列記した天明期以降の神楽記事からあげていくと、天明3年(1783)5月21日には、比木社で藩主の厄除祈願神楽、7月17日の都農社・尾鈴権現・比木社での神楽は五穀成就祈禱を行い、それが成就したときには祭礼の節に神楽奉納、同年8月11日の新納野別府蚊口町其他神社、八幡社、比木社、都農社での神楽は祈晴祈願、文政2年(1819)12月5日の比木社・神明社の神楽は御隠居様(種茂)の病気平癒祈願、文政6年(1823)4月10日の一ノ宮都農社では日乞神楽、同年5月27日の「所之鎮守」では雨乞神楽、天保2年(1831)7月23日の比木社での神楽は雨乞、天保3年(1832)7月28日は9社で雨乞をし、結願日に神楽齋行、同年8月15日、8月19日には9社などでも雨乞の成就神楽、嘉永4年(1851)4月7日の比木社での神楽は祈晴祈禱、嘉永5年(1852)6月11日の三十番の神楽も雨乞、同年7月1日記事にある4日の比木社での終日神楽は諸作豊熟祈願、嘉永6年(1853)6月17日の比木社での神楽は祈雨成就の御礼神楽、安政4年(1857)6月12日にある14日からの神楽は雨乞、安政6年(1859)の3月15日の比木社神楽、3月26日の比木社神楽、8月4日の比木社神楽はいずれも祈雨、雨乞のためである。

このように天明期以降に記録された神楽は、大半が立願と願成就を目的とし、それは雨乞・祈雨が多く、祈晴・日乞、病気平癒、豊作祈願もある。明治期になると、明治元年(1868)9月15日・22日には比木社祭礼である御里廻りの神楽、同年10月28日の八幡宮・比木社の神楽は越後出兵凱旋祈願、明治2年(1869)11月12日の神楽は、比木神社祭礼前の奉幣神事、明治6年(1873)8月2日・4日は都農神社で雨乞神楽、明治7年(1874)8月9日は都農神社で風除け神楽、明治8年(1875)7月29日には都農神社で雨乞神楽、明治8年(1875)8月23日には都農神社で病除け祈禱の神楽、明治10年(1877)3月14日は都農神社で西南戦争鎮静祈願の満願神楽である。明治になっても雨乞、風除け、病除けといった立願や出兵凱旋、西南戦争鎮静という時勢下での祈願が出てくる。

記録された神楽齋行からその目的をみていくと、以上のように祭礼神楽もあるが、ほとんどが立願や願成就にともなう神楽である。こうした立願や願成就の神楽は、近年も高鍋藩の領域であった地域の鎮守社の祭礼で、高鍋神楽保存会に依頼しての「里神楽」でも行われており、この地域の神楽の特色の一つとなっている。但し、現在は高鍋神楽保存会に依頼しての里神楽は継続しているが、祭礼時

以外の立願や願成就の神楽は行われることはなくなっている。

高鍋藩の記録にある神楽齋行からは、藩としての公事は各神社の例大祭ではなく、あくまで藩政の安定を求めての雨乞や日乞などの立願やこれらの成就の祝いとしてのものであったといえる。願成就の祝いの神楽を神社大祭時にという場合もあるが、神楽には立願や願成就祝いとしての奉納が、いわば通常の齋行として存在していたのがわかる。ひとまずは寛永期の記録に比木社祭礼での神楽齋行があるが、上記の状況からは、神楽が地域社会の神社に受容され継承されたのは、立願・願成就神楽が先行したのか、あるいは例大祭神楽が先行し、これが立願や願成就としても行われるようになったのかという課題が出てくる。宮崎県内では、諸塚村の桂神楽は例年の大祭などの祭礼では三演目の奉納で、たとえば令和2年(2020)2月には改元記念として大神楽を齋行するなど、特別な事情があるときのみ大神楽を行っている。同じく諸塚村の戸下神楽では五十番の演目のうち「山守」「食供女」「馬」「馬追」「御笠子供」「笠取面」「御綱入れ」「綱荒神」「御綱切り」は10年に一度の大神楽のみとしている。特別な立願や成就祝いのみ「大宝の注連」とよぶ神籬を立てたり、通常とは異なるシメ(漣)を立てたりするところもある。椎葉村の梅尾神楽では、重病にかかった人が平癒の願いに式三番(壺神楽、稻荷神楽、大神神楽)の願をかけ、願いが叶うと願主の家で式三番を祝子に舞ってもらう⁽¹⁹⁾などのように、立願・願成就神楽は数番という場合も多く、立願・願成就神楽と例大祭神楽との関係は一様ではない。

(4) 高鍋藩の神社への祈願・祈禱内容

高鍋藩による立願・願成就祝いの神楽は、藩による藩内11社、9社などへの諸祈願の一つとして行われたといえる。

江戸時代と明治初期の神楽記録は、前述のように藩による農作の安定や豊作のための雨乞や日乞の祈願や成就を中心としての立願・願成就神楽が多いが、これは都農神社や比木神社をはじめとする藩内11社あるいは9社への高鍋藩の諸祈願の一環として行われている。

『日向国神祇史料』は前記したように『本藩実録』『拾遺本藩実録』『続本藩実録』『続々本藩実録』、在地の「御用帳」、宮司日記から神社ごとに都農神社や比木神社へのこうした事蹟をあげている。この書から記載の多い都農神社と比木神社をみていくと、おおむね寛永期から正徳期までの高鍋藩の祈願は都農社と比木社が

中心となっているが、18世紀前半の享保期以降は、この2社だけでなく藩内の11社あるいは9社への祈願や参詣が目立って多くなっている。

たとえば都農神社の寄進、祈願・祈禱としては、元禄5年(1692)11月21日に都農社再興・遷宮に藩から代参、元禄13年(1700)7月8日には雨乞、元禄14年(1701)5月14日には比木社・都農社などへ雨乞、宝永3年(1706)7月18日には殿様病気平癒祈願があり、火難・口舌防止の祓い、城下下痢病流行止めの祈禱、病気平癒の立願成就の鳥居建立が続き、享保13年(1728)6月1日には、都農社・八幡社・天神社・白山社・龍宮社・愛宕社・宮田社・祇園社・比木社・神明社・御城権現の11社に藩主の「晴厄」祈願が行われている。その後、虫除け祈願もあり、天明3年(1783)6月1日には都農社・比木社・神明社・白山社・天神社・愛宕社・御城権現・宮田社・祇園社・龍宮社・高鍋大明神の11社に藩主の「入厄」にともなう祈願がある。11社への祈願は、享和3年(1803)6月4日にも藩主の厄除け、天保3年(1823)7月1日にも藩主の「御晴厄御祝」の代参があり、11社への祈願・参詣は幕末まで続いている。さらに明治時代になると、西南戦争や佐土原戦争にともなう祈願祈禱も行われている。

また、比木神社では元和元年(1615)11月16日には流鏝馬があり、これは同社の大祭での神事であるが、同社への寄進や祈願・祈禱は、寛文12年(1672)には藩主の神輿寄進、元禄6年(1693)6月2日には雨乞、元禄7年(1694)3月1日には藩主の「本卦カヘリ」、つまり還暦に伴う祈禱、享保4年(1719)9月15日には御里廻りの祭礼での「御囃」奉納があり、享保8年(1723)5月9日には、藩主の比木社・八幡社・天神社への参詣、白山社・愛宕社・宮田社・祇園社への代参者参詣、同年12月29日には、家臣に元日に比木社・八幡社・天神社・白山社・愛宕社・宮田社・祇園社・神明社の8社へ代参を命じている。比木神社の御里廻りへの何らかの形での参加は享保4年(1719)以降続いていて、この祭りを藩としての祭礼と位置づけていたと思われるが、9社への参詣などは享保15年(1730)1月8日の記事から、「九社御参詣」という記載が頻繁に出てくる。この9社は先の8社に高鍋大明神を加えた神社であり、高鍋藩の祈願・祈禱はこの9社が中心となっていたといえる。

比木神社への祈願などは、享保13年(1728)2月29日には藩主の病気平癒祈願での矢大臣門建立、同年6月1日には晴厄、6月19日には雨乞、明和7年(1770)7月17日には天気順宜祈禱、安永7年(1778)と天明元年(1781)、天明2

年(1782)には祈雨・雨乞、天明2年(1782)には「新堀貫御打立」祈願などと続くが、同社への祈願は祈雨・雨乞が中心となっている。繰り返しになるが、立願や願成就の神楽は、このような藩による11社や9社への参詣や祈願、祈禱の一つとして行われていたといえる。

(5) 神楽記録にみる神楽の齋行内容

高鍋藩による神楽記録には、神楽がどのような内容であったのかをうかがえる記事もあるが、その全体の番付構成については不明である。現在の高鍋神楽は、高鍋神楽保存会発行の案内リーフレットでは一番「御神楽」、二番「花の手」、三番「荒神返」から三十二番「繰卸舞、三十三番「神送り神楽」と三十三の番付を記している。これは昭和54年(1979)版とある高鍋神楽保存会による『高鍋神楽』の番付構成と同じであるが、前述したように、これ以前の大正6年(1917)3月発行『日向高鍋神楽番附及縁起』所載の番付には、「荒神返」「舞揚」「地割」「繰掛卸舞」はなく、番付は二十九番で構成されており、番付構成には変化があるのがうかがえる。

神楽の内容については、再三あげている『藩史備考』の寛永14年(1637)11月18日には比木社での「神舞注連三拾三本」があり、「神舞」という名称と「注連三拾三本」が神楽の内容に関連するといえる。「神舞」はかつての薩摩藩領での神楽名称でもあり、宮崎県内では高原町の祓川と狭野の神楽は「^{かんめ}神舞」であり、単純には霧島・薩摩系の神楽とのつながりが予測できる。ただし「神舞」は、高鍋藩でも式楽として行われていたといえる能にも使われる用語であり、この名称自体は能との関連も考えておく必要がある。

「注連三拾三本」は、たとえば椎葉村の梅尾神楽の「しめ神楽」の唱教には「三十三本の御幣をさす事、しめの三十三天を現すなり」とある。これは明治27年(1894)の梅尾の「だいじん しめ しょうぎやう記」⁽²⁰⁾の「しめのしょうぎやう」では「三十三本の御へいを。さす事ハ。しゆミの三十三天をも。ひよぜたもふなり」とあり、関連をうかがわせているが、「神舞注連三拾三本」の具体的な内容は、現時点では不明である。「注連三拾三本」とあることから番付演目が三十三番であったとはいえない。現在の六社連合大神事のヤマ(柴垣による山型の神籬)の中央の円座には33本の幣を「三十三幣」と称して取り付けられており、これとのつながりを考えるのがもっとも妥当である。

『高鍋藩一斑』の寛永20年(1643)11月18日の「創奏徹夜神楽 於比木廟前 祈藩内安全<見聞年代記>謂之門徒神事<口碑>」は、これも前述したように神楽は夜を徹しての斎行で、「門徒神事」として行われたという内容である。その後の、「隈江家記」にある元禄13年(1700)6月18日の比木社での神楽は「御祓三千座、御神楽八番、鬼神舞一番」とある。「三千座」の内容はわからないが、単純に言えば祓詞を三千回唱えた上で、神楽八番と鬼神舞一番を舞ったということで、鬼神舞は着面の舞で、神楽八番は直面の採物舞と推測できる。元禄期には「鬼神舞」があったのは確かであるが、これが現在の高鍋神楽の六番「鬼神舞」と同一であるかどうかは不明である。

天明3年(1783)7月18日の「御用帳」には、都農大明神と尾鈴大権現での豊作祈願として、両社の御祭礼の節に「御神楽三番宛奉差上」とあり、都農大明神は11月としている。ともに祭礼神楽(大祭での神楽)であり、それが三つの演目ということになる。その後の嘉永4年(1851)4月7日の神楽記事は、比木社での祈晴祈雨のための終日神楽には藩からの代参は番頭が務め、二夜三日の祈願の場合は奉行中から代参者が出るということが定められたということで、この「終日神楽之節」というのは、長時間の神楽と解せる。嘉永5年(1852)6月11日の比木社での雨乞神楽は「織部殿昼夜被相詰、奉行之内鈴木百助差添断」での「三十番之神楽執行」であり、文面からは夜を徹して三十番の神楽が執行されたと解せる。同年7月1日にある比木社での「諸作豊熟之御祈」では、4日に「終日神楽執行被仰付」とあって、これも夜を徹しての神楽の可能性が高い。

同様な記録としては、安政6年(1859)3月26日には、比木社で「祈雨神楽修行」し、感応があつて雨が降ったので、御礼に「終日自勘神楽修行」を行い、長照寺と社人たちに酒を3升授けたとある。祈願の神楽斎行は「修行」とされ、その験があつたので、御礼として終日、自ら勘案して神楽を行い、藩から酒が比木社別当寺の長照寺と社人に下されているのである。この「終日自勘神楽」も夜神楽の可能性がある。江戸時代末には、神楽斎行に対して「修行」という語を宛てているのであり、神楽斎行自体を「行」と考えていたのかもしれない。

寛永20年(1643)11月18日には「創奏徹夜神楽」とあるが、三十番を越す神楽斎行の記録は幕末の嘉永年間以降であり、安政6年(1859)8月4日にも「八月四日より六日迄三日二夜之間、比木社ニ而三十三番之神楽雨乞有之」とあって、幕末には現在の高鍋神楽のような番数があつたのがわかる。これ以前にどれほどの

番付構成をもっていたのかは不明であるが、元禄10年（1700の記録には「御神楽八番 鬼神舞一番」とあり、この表現からは、元禄期にはいくつもの番付をもった神楽になっていたと考えられる。

神楽の番付演目数については、木城町中之又板屋の中武善兵衛が記した寛延2年（1749）12月吉日の「神楽次第」には、「神楽」「花ノ神楽」「柴ノ手」「びんぎり鬼神」「将軍」「荒神」「神楽」「巫かんな□」「祝言」「白かい」「くりおろし」「笠取鬼神」「しし舞」「三笠」「荒神」「かんすい」「番夕」「伊勢ノ神楽」「手力」「戸取」「綱入」「綱ノ荒神」「綱打」「神送り」が記されている⁽²¹⁾。中武善兵衛が記した神楽がどこのものかは不明であるが、演目名は「神楽」「花ノ神楽」「びんぎり鬼神」「将軍」「巫かんな□」「くりおろし」「笠取鬼神」「しし舞」「三笠」「かんすい」「番夕」（磐石）「伊勢ノ神楽」「手力」が現在の高鍋神楽演目名と重なっており、注目される史料である。即断はできないが、この「神楽次第」からは18世紀半ばには、高鍋神楽が二十数番の番付演目をもっていた可能性はあるとだけ記しておく。

(6) 高鍋藩記録にみる神楽の齋行者

高鍋藩の記録からは、神楽には法印が関わり、神社の社人が齋行していたのうかがえる。「隈江家記」にある元禄6年（1693）6月1日の「比木蛇ヶ淵」での雨乞には、比木社代の宝持院が祈禱を行って、「社人神楽ヲ奏ス」とある。宝持院というのは比木社を管掌した真言宗長照寺の第八代の法印であり、長照寺は高鍋の高月寺の末寺である。社人による神楽は、先にあげた安政6年（1859）3月26日にも、「終日自勘神楽修行」に対して藩が長照寺と社人に酒を授けた記録からもわかる。元禄6年（1693）の「社人神楽ヲ奏ス」の記載からは、社人は複数人いたということで、このことは『続本藩実録』巻21にある幕末の嘉永4年（1851）4月1日の記事から具体的にわかる。この記事を再掲すると、

＜比木社人七人家＞壱岐讃岐・小（十）住備後・神田美作・神田越前・壱岐淡路・神田上野・壱岐周防・壱岐近江・壱岐備中＜長照寺末神宮寺＞正智院以上十人之者共打開式反ツ、被下是迄無給ニ而実貞相勤候付被下也 以来門徒神事渡方之外何方ニ而も神楽并日乞雨乞節神楽銭も御下し無之自勘可相勤 尤二夜三日之節初一日自勘翌日よりハ御賄被下候事

とあり、比木社社人は「七人家」で、守名のりのような名前で9名の社人と長照寺末の比木社神宮寺の正智院が記されている。この10名には打ち開いた耕地が

2反ずつ与えられて、無給で実貞に勤め、「門徒神事」のほかにも神楽を斎行し、日乞・雨乞の際にも神楽錢も貰わずに自ら勘案して勤めてきた。但し、二夜三日の祈願などには2日目からは賄いが下されたとしている。窮状が記されている感があるが、この社人については、『日向国神祇史料』巻9の比木神社の項に収録されている明治改暦前(改暦は明治5年12月3日)の比木神社「年中神事定法」にも記されている。

「年中神事定法」は正月元日から比木神社の神事をあげたもので、これには正月五日に神楽三番、2月彼岸に神楽三番、3月の海陸御祈禱に神楽七番、3月3日に神楽三番、神宮寺で神楽一番。8月彼岸に神楽三番、9月16日の神明宮祭礼に神楽三番、9月御里廻での神楽、11月大祭礼では稲荷・一ノ宮・若御子の社人中による神楽が前晩から当日の未の刻まで、さらに12月の神門社への御旅に神楽があることが記されている。この定法は、永友靱負に壱岐河内、壱岐常陸、壱岐周防、神田上野、壱岐但馬、神田和泉、壱岐出羽、神田美作、十住備後の連名で提出したものである。ここでの社人は嘉永4年(1851)同様9人である。「七人家」といいながら幕末から明治初期は、社人は9名であった。

ここでは比木神社の11月大祭礼での神楽は稲荷社、一ノ宮社(都農神社)、若御子社の社人中が夜を徹して斎行することが記されており、数社の社人が連合して神楽を奉納する方式は明治初期にはあって、この方式はこれ以前から継承されていたと考えられる。

なお、社人については、前田博仁によれば、社人七家は、太郎祝子家の十住備後、神司家の神田大和、神祝子家の壱岐讃岐、権祝子家の神田越前、権現家の壱岐淡路、御供奉行家の神田右内、土器役家の壱岐但馬であった⁽²²⁾。また、ここにいう祝子に関しては、『日向国神祇史料』3巻にある「都農神社」の項に、明治23年(1890)の「古老の伝説」に「願祝子の事」があり、次のように説明されている。

氏子人民の児童にして身体虚弱なる徒輩又ハ病に罹りて危篤となりし時は大神の御守護を乞ひ祈り奉る外にせんすべなきを以て其親たるものは平癒の祈願を神職に願ひ出でて其報賽には願祝子と云ひて御神楽の舞人となりて仕へ奉らむと誓ひ奉るなり。如此祈願すれば必ず御恵を蒙りて忽ち壮健の体となるなりと云ひ伝へて昔より立願して願祝子となれるもの世多し。其年限は人々に依りて三年或ハ五年、長きは十年或ハ終身等種々あり。かく仕へ奉り来にけることは昔より絶えしことなく現今も二十名あり。

ここにあげてきた江戸時代の神楽の、終日にわたるような夜を徹しての神楽などでは、社人だけでは斎行できず、「願祝子の事」にあるように「願祝子」たちも加わったことが考えられる。『日向国神祇史料』の比木神社に載せる「永友宗鷹日記」からの明治元年（1868）10月28日の八幡宮と比木社での越後出兵凱旋帰宅祈願の神楽には、「宗鷹相勤両社ニ而社人二十人神楽有之」とあり、これには願祝子も含まれていたと思われる。

（7）高鍋藩の祈願・祈禱と芸能

記録に記された神楽は多くが高鍋藩の祈願・祈禱に伴っているが、藩の祈願・祈禱には神楽だけでなく能などの芸能も行われている。高鍋藩が雨乞・日乞などの祈願・祈禱を藩内社寺で行い、この中で神楽が斎行されていたことは前述の通りであるが、祈願・祈禱には神楽だけでなく、囃子や踊りも行われている。神楽には「修行」という表現もあり、神楽自体に祈願・祈禱、あるいは願成就の意味が込められていたのがわかるが、神楽とともに奉納される芸能には、一つには『続本藩実録』巻15にある文政10年（1827）7月4日の「囃子」がある。それは次の記載である。

比木御名代内田主水附添中村権左衛門 尾鈴御名代原田五郎兵衛附添黒水司馬太差越二夜三日相詰候様御居間出御被付 比木番神楽囃子尾鈴中ノ日絶頂秋暑之時分大儀致候付 主水五郎兵衛江両種奉行中肴代官以下一流（統）素麵被下

これは「二夜三日」や「尾鈴中ノ日」という記載、7月4日条冒頭の「学校并神職出家盲僧頭迄雨乞存寄申出候様被仰付」から雨乞祈願の記事と解釈できる。比木社と尾鈴権現の名代と付添に「御居間」に二夜三日詰めさせ、その中日に、猛暑のなか尾鈴山頂で「比木番神楽囃子」を行わせて大儀であったので、名代などに藩から素麵が授けられたという記事である。同様な記録は、嘉永5年（1852）6月11日条にも次のようにある。

連日早魃二付追々雨乞被仰付候へ共兎角潤雨無之候間、明十二日ヨリ同十四日迄二夜三日於比木社雨乞執行被仰付御備物之為御名代織部殿昼夜被相詰、奉行之内鈴木百助差添断斷ニ而三十番之神楽執行。十三日ニハ御囃子被仰付同晩ヨリ翌日マテ尚又神楽執行被仰付候間夫々相成丈軒別可致参詣（以下略）（御用帳）

早魘が続き、雨乞を行ったが雨がなかったので、明12日から14日迄二夜三日、比木社で雨乞を行い、供物をあげて「三十番之神楽」を執行するが、13日には「御囃子」を行い、同日晩から翌日までは神楽を執行することが命じられ、その間にはなるたけ各家から比木社に参詣するようにと申し渡している。これは奉行中から代官所に宛てた通達で、ここにも神楽と御囃子が出てくる。この嘉永5年(1852)の「三十番之神楽」からは、文政10年(1827)の「番神楽」は、番の前の数字が記載されなかったと解せる。

さらに安政6年(1859)8月4日には、

八月四日より六日迄三日二夜之間、比木社ニ而三十三番之神楽雨乞有之。六日ニハ同社ニテ御囃子雨乞も在之候間、一統休日参詣申候様御触有之(永友司日記)

とあり、雨乞に三十三番の神楽と「御囃子」が行われているのがわかる。永友司はこれを「三十三番之神楽雨乞」、「御囃子雨乞」と記していて、雨乞の神楽、御囃子が定番化しているようにも解せる。

このように雨乞には神楽とともに「囃子」もあるが、この囃子は高鍋藩がさまざまな機会に催していた能の囃子である。祈願や願成就に伴う能の記録は、『本藩実録』巻4の延宝4年(1676)12月16日に「御城普請成就御移徙御能在之」とあり、普請が終わった城への移転に際して「御能」が行われている。また、『拾遺本藩実録』巻1の貞享元年(1684)9月16日には、「御氏神御祭礼御能在之家老用人中七郎兵衛 喜内御相伴御料理被下」とあり、神明社祭礼を「御氏神祭礼」として、このときに「御能」が行われている。これは藩の祭礼でその式楽としての能といえる。

『本藩実録』『拾遺本藩実録』には、貞享期・元禄期の記録に頻繁に能が出てくる。その中に、貞享元年(1684)11月28日には「大竜寺江被為入御拍子在之」とあり、「御拍子」は御囃子である。元禄期には「萩原」に能を演ずる場があったようで、「萩原ニ而能」とか「萩原御能」が多く記されている。たとえば元禄7年(1694)12月8日と12月20日には「萩原ニ而御能有之」、年明け元禄8年(1695)1月9日には「於萩原致仕候御日待ニ付御囃子有之」などである。元禄8年(1695)4月5日・15日にも萩原で「御能」、23日には「萩原こはる狂言在之」、4月29日、5月21日にも萩原で「御能」とある。さらに、6月17日には「御供中并囃子狂言役者共御料理被下」。翌日の18日には「御城ニ而致仕候へ御響応御膳白木具殿様御相伴

塗木具御台物出謡有之了ニ而御囃子狂言其外御慰有之」と、城中の饗応で「謡」があり、終わってから「御囃子狂言」役者を慰労している。

祭礼に伴う能をみていくと、元禄10年(1697)9月16日には「神明御神事ニ付萩原御能」(『本藩実録』)と、祭礼神事での能は神社ではなく「萩原」で開催されている。元禄11年(1698)9月16日には「御嘉例御神事御能在之」とあって、神明社神事での能が定例化してとも思える。元禄14年(1701)9月16日には、「神明御祭礼御能五番家老奉行用人大目付物頭迄御料理被下其外赤飯吸物御酒被下」とあって、五番の能が演じられている。享保2年(1717)9月16日には「神明御祭礼ニ付御祝御囃子有之小田左門城内膳三好数之進方へ仕舞一番ツ、被仰付之」(『本藩実録』巻6)と、お祝いの「御囃子」があって「仕舞一番」ずつを命じている。また、享保6年(1721)9月16日には「以_二神明祭_一能_二于茂広毛亭_一召_二見給人以上_一又令_二見_一者頭給人之妻及町及蚊口人_一」、9月20日には「比木里巡_以世子祝祭_一設_二能及饗_一召_二者頭以上及寺院_一」(いずれも『本藩実録』巻6)と、神明社祭礼だけでなく、比木社の御里廻り祭礼でも能と饗応が行われている。

『本藩実録』には元文2年(1737)9月23日に「茂広毛ニ而御能有之者頭以上并役人中隠居御近習向拝見 但比木御里廻リニ付而也」と、比木社の御里廻りに際して茂広毛で能が行われたとある。また、元文4年(1739)9月14日に「比木御神事御能於茂広毛在之者頭以上近習役人中妻子拝見」、寛保元年(1741)9月22日にも比木御神事での御能、寛保3年(1743)9月17日には比木神事で「御城御囃子」とある。

さらに比木神社での祈願・祈禱をみていくと、天明4年(1784)1月20日には比木社での五穀成就の祈願に囃子奉納があった。天明5年(1785)6月27日には、比木社での祈雨に際して神前での囃子が命じられたが、大鼓方が急病で、囃子はなく「舞斗り」と記されている。この記載からは、「囃子」とあっても舞が伴っていた可能性があるが、こうした推移のなかで出てくるのが先にあげた文政10年(1827)、嘉永5年(1852)、安政6年(1859)の比木社での雨乞の神楽と囃子で、「囃子」は明らかに能の囃子である。ただし、神明社祭礼では江戸時代前半から能や囃子が奏されるが、比木社の祈願・祈禱や御里廻りに能の囃子が出てくるのは江戸時代後半から幕末である。

祈願・祈禱として神楽とともに奉納される芸能としては、能・御囃子のほかに、多くはないが「躍り」もあった。幕末の嘉永5年(1852)7月4日には、

一昨年大風雨ニ而諸作出来方不宜一統難渋仕候処、万一当秋不熟等御座候而
ハ下々別而困窮可仕、大切之儀ニ付（中略）明後六日吉辰ニ付一ノ宮に於て
当秋豊熟之為立願御神楽執行仕、当日子供踊奉備御神前度段、町中より申出
候間（以下略）（御用帳）

とあり、一ノ宮都農神社での立願神楽執行と「子供躍」の奉納が町中から申し出
られている。同様なことは、明治6年（1873）8月4日にもあって、都農神社雨
乞祭として神楽執行があり、「都農町及寺迫人民ハ盆踊、名貫人民ハ棒踊を奉納
せり」（永友司日記）とあって、雨乞のために「盆踊」「棒踊」も行われている。

「子供躍」「盆踊」「棒踊」のうち、「盆踊」「棒踊」については『高鍋町史』⁽²³⁾に昭
和末の「高鍋盆踊音頭」「鳴野棒踊」の説明があるが、明治初期には、豊熟立願や
雨乞には神楽とともに各種の踊りもあったのがわかる。神楽は行われてなくても
祈願・祈禱のための踊りは、比木神社では天明2年（1782）には、

四月二十日 早魃御城下近辺ハ漸仕付候得共其余ハ水無之仕付不出来、比
木・鶴戸・龍宮ニ而御祈雨、郷中諸神社ニ而祈雨躍等思々祈願（続本藩実録卷
5）

九月四日 新堀貫御打立ニ付比木社へ御祈願有之、郷中ヨリモ念願之堀貫故
為祈禱、手軽躍御免（続本藩実録卷5）

とあって、「祈雨躍」「手軽躍」が行われている。また、こうした踊りは、『本藩実
録』巻5には、宝永6年（1709）8月28日には「大目付以上於安養寺蚊口躍御馳走
有之」、9月7日には「於安養寺寺方并役人中隠居より町躍り御馳走申上ル役人中
モ御供」とある。さらに『本藩実録』巻6には、正徳5年（1715）10月13日に「両
殿様へ大目付以上より蚊口躍茂広毛ニ而入御覧」、『拾遺本藩実録』巻6の享保2年
（1717）10月8日には「御台所役御近習寄合上江ニ而中嶋躍御馳走差上」とあって、
城下住民による踊りの上覧などが江戸時代前期から行われている。雨乞などの祈
願・祈禱に踊りも行われたのは、こうした経緯があつてのことといえよう。

（8）神社の神幸祭と神楽

高鍋神楽の一つの特色といえる比木神社や都農神社などの神幸祭での神楽齋行
が諸記録にもある。現在、神楽をとまなう神幸祭には比木神社の御里廻りと都農
神社や平田神社などの神幸祭があり、また、現在は1月下旬（旧暦12月14日か
ら同16日）に行われている比木神社から神門神社への「師走祭り」も、性格が異

なるが神幸祭の一種といえる。

比木神社の「御里廻り」は、現在は10月28・29日の2日間にわたって高鍋町と木城町の30ヶ所ほどの御旅所を神輿が巡幸する祭りである。この比木神社の祭礼は、高鍋藩の記録では享保4年(1719)9月15日に「比木御里廻り世子御祭礼ニ付御囃子有之」(『拾遺本藩実録』巻7)、享保6年(1721)9月20日に「比木里巡以世子祝祭設能及饗召者頭以上及寺院」とあり、享保期から確認できる。ここで「囃子」や「能」が行われているのは、神明社の祭礼と期日が近いことによると思われるが、この祭礼での神楽齋行は、『日向国神祇史料』の比木神社の明治元年(1868)9月15日に、

比木社神輿御里回り之節、是迄太平寺々内ニ神輿渡御ニ相成、神楽等在之候由承知仕候間、吟味仕候処先年者寺内ニ而者無之、別所江神輿御休地有之候ニ付、先年ニ復し神楽等執行仕度御座候間、此段御届申上候以上(永友宗鷹日記)

とある。これは永友靱負が寺社奉行中へ出した伺いの写しである。ここには「先年ニ復し神楽等執行仕度」とあるので、御里廻りでの神楽はこれ以前から行われていたのがわかる。同書の明治元年(1867)9月22日には、同じく永友宗鷹日記から「御里回りの次第」を記しており、これには神楽を齋行する場を、22日は新小路御番所手塚力之進宅、町の永友氏江宅、御仮屋、さいが脇、宮田社、23日は大平寺村、坂本、切原村、祝明、24日は高城庄屋宅、末社、御還幸して比木神社をあげている。

比木神社から神門神社への御神幸祭である「師走祭り」については、『日向国神祇史料』の比木神社に天保3年(1832)9月写の宝暦5年(1755)6月筆の「比木大明神本縁」が来歴を記すが、「師走祭り」にあたる神幸祭は、高鍋藩の「本藩実録」などには見えない。

5、藩史記録からうかがえる神楽の位置づけ

高鍋藩の藩史ともいえる動静記録から神楽とその関連事項を取り上げ、その内容を列記して神楽の様相を見てきた。これに基づいて、推測も交えながらここから読み取れることを8点に絞って論じてきたが、近世の高鍋藩における神楽は、藩主・藩の領内神社への信仰と祈願・祈禱のなかで公事ともいえる位置づけにあっ

たといえる。藩政の安定は順調な生産活動を基盤にすることから、天候に左右される農作に関連した雨乞や日乞が頻繁に行われ、そのなかに神楽もあった。神職を通じての祈願・祈禱だけではなく、「修行」とも記された神楽を行うことで、その立願がより確実なものとなるように念願されたと推測される。

ただし、藩記録では神楽の位置づけは江戸時代中期の天明期から記載が多くなり、それは神楽を斎行する神社の拡大とも軌を一にしていたと考えられる。このことは神楽の存在自体が藩にとって確かなものと認識される道筋を示しているようにも思われる。藩は一般領民に、たとえば天明3年(1783)7月17日「御用帳」には、「先達而廻文ニ而申遣候通打続凶年ニ付、御上より於都農大明神・尾鈴権現・比木大明神五穀成就之御祈禱被仰付候ニ付、下々よりも右之三社江祈願仕弥以五穀成就候ハ、竈より三錢ツ、差出、右三社へ御祭礼之節神楽差上候様致候ハ、可然と新納庄屋中申談候由」と記され、「竈より三錢ツ、」と出金を求めている。「竈」は軒別の意味である。また、同年のその翌日7月18日には、「去年已来凶年ニ付当年大風雨洪水等無之様豊作之祈願可仕旨御領分一統被仰付候ニ付、支配下吟味之上左之通り御立願仕候」として、「一都農大明神様 卯十一月御神楽御神燈共に願成就仕申候 一尾鈴大権現 右両社御祭礼之節御神楽三番宛奉差上、町中一組より一張宛御神燈奉差上御立願仕候」と町中1組から1張ずつの御神灯の奉納を求めている。さらに、列記した史料のなかには二夜三日にわたる祈願・祈禱に際しては家臣や領民に神社への参詣も求める記載もある。こうして藩政では領民との祈願・祈禱の一体化を図ったのである。

神楽の斎行は幕末・明治初めの史料によって、比木神社の「七人家」のような社人たちによって担われていたのがわかるが、こうした祈願・祈禱芸能が一般領民に認識され、共有されていったのも18世紀後半以降の可能性もあろう。一方では、武家式楽の能とその囃子は神社祭礼にも行われ、さらには領民の盆踊りや棒踊りなどの踊りが藩の祈願・祈禱と並行して存在しており、祈願・祈禱には重層的な芸能空間が存在したともいえる。

以上は、高鍋藩に『本藩実録』『拾遺本藩実録』『続本藩実録』、さらには永友宗年編纂の『日向国神祇史料』があったことから判明したことであるが、神楽の具体的内容の把握には記録資料には限界があるのは否めない。ただし、『日向国神祇史料』には村々の御用帳から多くの書き留めがあり、これによってより具体的な内容がわかる場面がある。旧高鍋藩内にどれだけの御用留めが残されているの

かは未調査だが、積極的な利用が今後の課題となる。

また、今回は高鍋藩を取り上げたが、宮崎県内の佐土原藩の領域も神楽が盛んな地域である。同藩には寛文9年(1669)12月から文久2年(1862)6月までの『佐土原藩島津家日記』があり、『宮崎県史料』第5巻から8巻として翻刻されている。こうした史料に基づいた佐土原藩内での祈願・祈禱動向の検証も今後の課題となる。

注

- (1) 鈴木正崇「研究展望 神楽研究の再構築へ向けて」『神楽の中世—宗教芸能の地平へ』三弥井書店、2021年5月、「研究批評 神楽研究の課題と展望」『日本民俗学』296号、日本民俗学会、2018年11月
- (2) 櫻井弘人『遠山霜月祭の研究』岩田書院、2022年10月
- (3) 鈴木正崇「研究展望 神楽研究の再構築へ向けて」『神楽の中世—宗教芸能の地平へ』三弥井書店、2021年5月
- (4) 宮崎県総合博物館『みやざきの神楽 神々への感謝と祈り』(2020年10月)には、「宮崎県内の神楽」として県内の神楽保存団体の一覧が掲載され、総数で205となっている。
- (5) 山口保明『宮崎の神楽—祈りの原質・その伝承と継承—』鉾脈社、2000年12月
- (6) 前掲(5)159・160頁、186・187頁、235・236頁、290頁
- (7) 小川直之「米良山神楽の構成と御神屋神」『國學院雑誌』第121巻第5号、2020年5月
- (8) 小川直之「宮崎県の神楽にみる「式三番」演目の構成」『國學院大學大学院紀要—文学研究科—』第54輯、2023年2月
- (9) 小川直之「宮崎県の神楽にみる綱切系演目の様相とその形成」『伝承文化研究』第19号、國學院大學伝承文化学会、2022年6月
- (10) 小川直之「宮崎県の神楽にみる稲作系演目—芸能複合という視点—」『伝承文化研究』第18号、國學院大學伝承文化学会、2021年6月
- (11) 前田博仁『比木神楽—百済王族祭祀と高鍋神楽の広がり—』鉾脈社、2021年4月
- (12) 東京大学史料編纂所編纂大日本古記録『上井覚兼日記』上、岩波書店、1954年3月
- (13) 東京大学史料編纂所編纂大日本古記録『上井覚兼日記』下、岩波書店、1957年6月
- (14) 西米良村教育委員会他編『米良山の神楽調査報告書』西米良村教育委員会、2020年3月
- (15) 大正6年編纂は『日本歴史地名大系 宮崎県の地名』(平凡社、1997年)による。稿本は大正13年(1924)12月に宮崎図書館が謄写して現在は宮崎県立図書館に架蔵、公開されている。
- (16) 宮崎県立図書館『宮崎県史料』第1巻～第4巻、1975年3月～1977年3月
- (17) 杭全神社編『平野法楽連歌—過去と現在—』和泉書院、1993年10月
- (18) 宮崎県『宮崎県史 資料編近世4』1995年3月
- (19) 椎葉村教育委員会『椎葉神楽調査報告書』第二集、1983年3月
- (20) 前掲(19)
- (21) 前掲(14)
- (22) 前掲(11)
- (23) 高鍋町『高鍋町史』1987年3月

※附記 本稿は令和2年度から5年度までの高鍋神楽記録作成調査の成果の一部を利用した。また、執筆にあたっては宮崎民俗学会の前田博仁氏、那賀教史氏から教示、史料提供を受けたことを明記しておく。

・本稿初めのキーワード、摘要の中国語訳は李生智による。